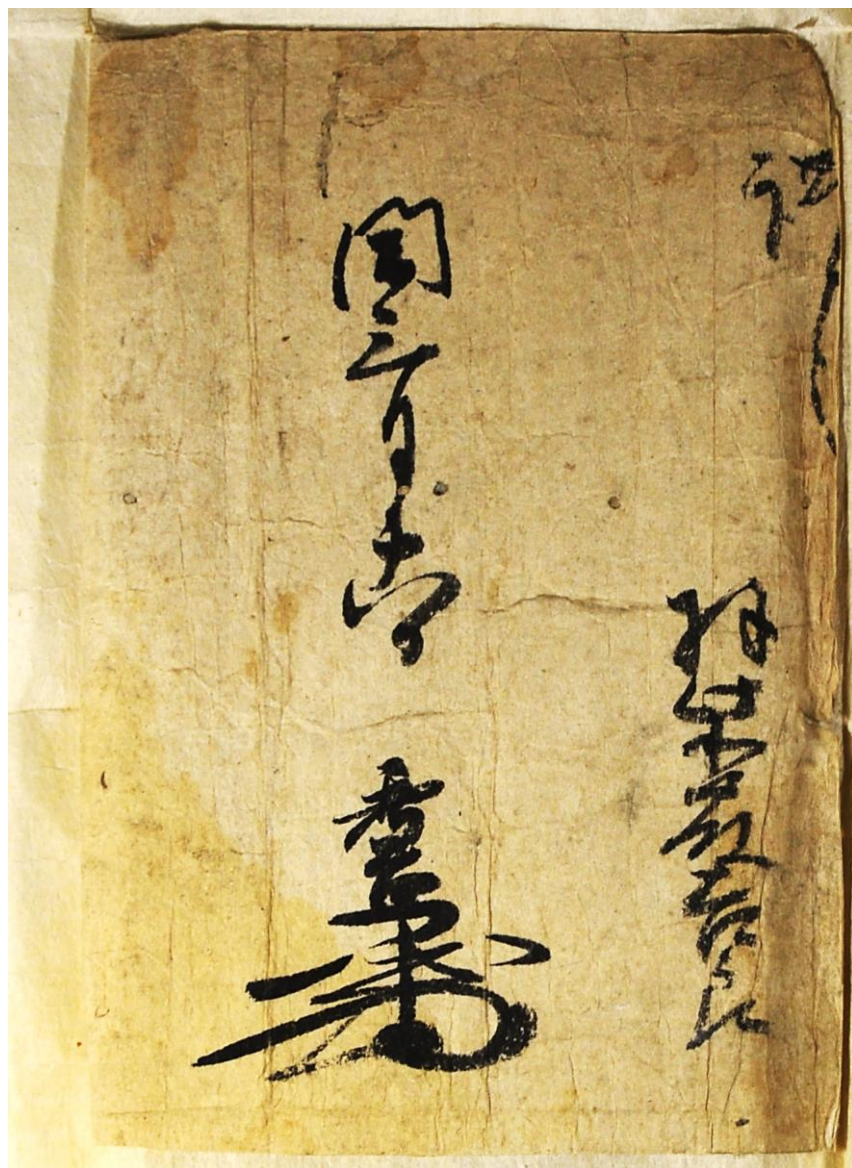




太閤様御判

(天正8年(1580)か)

豊臣秀吉が「羽柴藤吉郎秀吉」と名乗っていた時期の書状断簡です。閏3月とあることから、天正8年(1580)の文書に推定されています。本紙は包紙に糊付けられており、ウハ書(上書)として「太閤様御判」と書かれています。本文は「謹言」のみで、宛所は切り取られています。他の八木家文書のように、本願寺関係者に宛てられた文書の一部であった可能性が考えられます。直前の同年閏3月5日正親町天皇の勅命により石山本願寺と織田信長の和議が成立し、4月9日顕如は石山を退去しています。秀吉は播磨攻めの最中でした。

八木健次家文書 P09702 No.1592-2